

大和市寄附条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、寄附の用途についての透明性を高めるとともに、寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開を図ることで、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とする。

【解説】

- ・近年、市へは多額の金銭や様々な物品など多くの寄附があり、寄附は、市のまちづくりへ大きな支援となっています。今後は、こうした寄附を市民による自治の仕組みの中で大きな要素の一つとして捉えていきます。
- ・寄附金や物品などの寄附については、使い道についての透明性をより高めていくことを目的として定めています。
- ・もう一つの大きな目的として、寄附に基づいて、市民の意向を反映した新たな施策の展開や施策の充実を図り、市民生活をより豊かなものにすることを定めています。

（事業の区分）

第2条 前条の目的を具体化するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティに関する事業
- (2) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例（平成14年条例第20号）に基づく市民活動の推進に関する事業
- (3) 学校教育の充実に関する事業
- (4) 奨学金給付に関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業
- (7) 農業振興に関する事業
- (8) 保健福祉の充実に関する事業
- (9) 国際化推進に関する事業
- (10) 生涯学習の振興に関する事業
- (11) 図書資料の整備に関する事業
- (12) スポーツ振興に関する事業
- (13) 文化会館の建設に関する事業
- (14) 芸術及び文化活動の振興に関する事業

- (15) 循環型社会の形成に関する事業
- (16) 自然環境の保全、緑化の推進に関する事業
- (17) 景観形成の推進に関する事業
- (18) その他目的達成のために市長が必要と認める事業

【解説】

- ・第1条に示す目的を具体化するため、寄附を用いて実施する事業について定めています。
- ・寄附者が市のどの施策分野にその寄附を用いたいのか、選択をしやすいようにメニューを示したものです。
- ・第18号には、その他目的達成のために市長が必要と認める事業を掲げていますが、第1号から第17号以外の事業についても、市長が必要と認めるものは、寄附を運用する事業となります。

(寄附金の管理運用)

第3条 次の各号に掲げる事業に充てるために寄附者から収受した寄附金は、それぞれ当該各号に定める基金により管理運用する。

- (1) 前条第1号、第3号、第6号、第11号、第12号、第15号、第17号及び第18号の事業 新規施策推進基金
- (2) 前条第2号の事業 新しい公共を創造する市民活動推進基金
- (3) 前条第4号の事業 奨学基金
- (4) 前条第5号の事業 青少年健全育成基金
- (5) 前条第7号の事業 農業振興基金
- (6) 前条第8号の事業 保健福祉基金
- (7) 前条第9号の事業 国際化基金
- (8) 前条第10号の事業 生涯学習振興基金
- (9) 前条第13号の事業 文化会館建設基金
- (10) 前条第14号の事業 文化振興基金
- (11) 前条第16号の事業 みどり基金

【解説】

- ・寄附のうち寄附金について、管理運用の方法を定めています。

<第1項について>

- ・寄附金は、基金に積み立てて管理運用していくことが基本となります。一定額の寄附金が集まった後に、具体の事業に用いて行こうという考え方です。
- ・寄附を運用する事業区分は、寄附者が第2条の各号から選択しますが(第5条寄附の指定)、その

選択に基づいて積み立てる基金を明確にするものです。

寄附者の指定する事業の区分(第2条の事業の区分)	運用管理する基金
(1)地域コミュニティに関する事業 (3)学校教育の充実に関する事業 (6)防災の推進及び消防体制の充実に関する事業 (11)図書資料の整備に関する事業 (12)スポーツ振興に関する事業 (15)循環型社会の形成に関する事業 (17)景観形成の推進に関する事業 (18)その他目的達成のために市長が必要と認める事業	新規施策推進基金
(2)大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例に基づく 市民活動の推進に関する事業	新しい公共を創造する市民活動推進基金
(4)奨学金給付に関する事業	奨学基金
(5)青少年の健全育成に関する事業	青少年健全育成基金
(7)農業振興に関する事業	農業振興基金
(8)保健福祉の充実に関する事業	保健福祉基金
(9)国際化推進に関する事業	国際化基金
(10)生涯学習の振興に関する事業	生涯学習振興基金
(13)文化会館の建設に関する事業	文化会館建設基金
(14)芸術及び文化活動の振興に関する事業	文化振興基金
(16)自然環境の保全、緑化の推進に関する事業	みどり基金

2 市長は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、收受した寄附金を基金で管理運用しないで、大和市一般会計及び大和市特別会計条例（昭和43年条例第11号）第1条に規定する特別会計の歳出並びに大和市病院事業会計の支出に充てることができる。

【解説】

<第2項について>

- ・寄附金については、第1項で示されるように基金への積み立てを原則としますが、市長が特に必要と認める場合は、当該年度の一般会計または特別会計の事業費に充てて、運用できることを定めています。
- ・市長が特に認める場合は、寄附者が迅速な事業の着手を期待し、その寄附金が財源として適当な規模で、なおかつ、当該年度における計画、実施期間が十分な場合と考えられます。

（寄附金以外の寄附の運用）

第4条 寄附金以外の寄附は、第2条各号の事業のために運用する。

【解説】

- ・寄附のうち寄附金以外の寄附、すなわち土地や建物、物品などの寄附の運用について定めています。
- ・寄附金以外の寄附を運用する事業区分は、寄附者が第2条の各号から選択しますが（第5条寄附を運用する事業の指定等）、その選択に基づいて運用していきます。

（寄附を運用する事業の指定等）

第5条 寄附者は、その寄附金等の寄附を運用する事業を、あらかじめ第2条各号の事業から指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項に規定する事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行った場合は、寄附者にその内容を報告しなければならない。

【解説】

- ・寄附は、寄附者の意向に基づいて運用していくことを示しています。

<第1項について>

- ・寄附者は、第2条第1号から第17号の中から、自らの寄附を運用したい事業を選択し、指定します。
- ・寄附者が、第1号から第17号以外の事業の中で、自らの寄附を運用したいと考える時に、その意図する事業について、寄附に基づいて実施する必要性を市長が認める場合、寄附者は、第18号の「その他目的達成のために市長が必要と認める事業」を選択し、さらに運用したい事業を指定します。

<第2項について>

- ・寄附を運用する事業について寄附者の指定がない場合には、市長が第2条各号の中から事業の指定を行います。

<第3項について>

- ・寄附を運用する事業の指定がない場合において、市長は指定した事業の内容を、寄附者に報告しなければなりません。

（寄附の受入れ）

第6条 寄附金等の寄附の受入れについては、随時行うものとする。

【解説】

- ・市は、寄附の受入れについて、特段の時期を設けず、随時、受け入れることを定めています。

(適用除外)

第7条 開発事業に起因する寄附等、規則で定める寄附については、この条例を適用しないものとする。

【解説】

- ・市への寄附の中で、別に規則で定める寄附については、この条例の適用を受けないことを示しています。
- ・具体的には、開発行為や建築行為といった開発事業における道路用地などの寄附があげられます。これらの寄附は、自らの事業活動のための法令等に基づく市への寄附であり、この条例の趣旨とは、異なるため、適用を除外するものです。
- ・実際には、これまでどおり寄附を受入れていきますが、適用除外の効果としては、当該寄附の内容や運用に関して公表を行わないことです。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

【解説】

- ・市長は、寄附者の受入れ状況や、寄附の使い道など、この条例の運用状況について公表をします。
- ・寄附の受入れに関しては、寄附者の氏名や寄附の内容に関して、毎月の公表を予定していますが、もちろん匿名の希望がある場合には、氏名の公表は行いません。
- ・使い道についての公表は、年度ごとに行う考えです。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・細かい手続きなどについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。